



市 章

名護市公報

第506号

発 行 令和 8年 1月15日

発行所 名護市
総務部総務課

——— 条 例 ———

- 名護市条例第25号(総務課)
名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の公布について
- 名護市条例第26号(総務課)
名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第27号(総務課)
名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第28号(総務課)
名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第29号(総務課)
名護市税条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第30号(総務課)
名護市林野条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第31号(総務課)
名護市火災予防条例の一部を改正する条例の公布について

——— 規 則 ———

- 名護市規則第1号(総務課)
名護市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の公表について
- 名護市規則第2号(総務課)
名護市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第39号(総務課)
消防長事務委任規則の一部を改正する規則の公布について

- 名護市規則第40号(総務課)
名護市公有財産規則の一部を改正する規則の公布について

——— 訓 令 ———

- 名護市訓令第1号(総務課)
名護市公印に関する規程の一部を改正する規程の公表について

——— 告 示 ———

- 名護市告示第1号(介護長寿課)
公示送達書の告示について
- 名護市告示第2号(市民課)
住所異動催告及び催告期限経過後(令和8年1月7日)住民票消除の告示について
- 名護市告示第3号(国民健康保険課)
配当計算書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第4号(維持課)
指定管理者指定告示について
- 名護市告示第5号(税務課)
市税滞納者の督促状の公示送達について
- 名護市告示第184号(総務課)
名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第185号(都市計画課)
名護市都市計画審議会(専門委員会)設置及び運営要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第186号(国民健康保険課)
差押調書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第187号(健康増進課)
名護市低所得妊婦産科受診料支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第188号(健康増進課)
名護市1か月児健康診査に係る費用助成金事業実施要綱の公表について

- 名護市告示第189号(財政課)
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第5号補正)
- 名護市告示第190号(財政課)
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第6号補正)
- 名護市告示第191号(財政課)
令和7年度名護市国民健康保険特別会計予算の公表について(第3号補正)
- 名護市告示第192号(財政課)
令和7年度名護市後期高齢者医療特別会計予算の公表について(第2号補正)
- 名護市告示第193号(財政課)
令和7年度名護市介護保険特別会計予算の公表について(第3号補正)
- 名護市告示第194号(観光課)
名護自然動植物公園の指定管理者の告示について
- 名護市告示第195号(観光課)
名護市轟の滝広場の指定管理者の告示について
- 名護市告示第196号(商工・企業誘致課)
名護市情報通信・金融特区施設指定管理者指定告示について
- 名護市告示第197号(商工・企業誘致課)
名護市サンセットオフィス交流施設指定管理者指定告示について
- 名護市告示第198号(園芸畜産課)
名護市食肉センターの指定管理者の指定の告示について
- 名護市告示第199号(地域力推進課)
地縁による団体の規約変更の認可及びその通知について(名護市古我知区)
————— 公 告 —————
- 名護市公告第1号(教育委員会 総務課)
名護市学校給センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第2号(都市計画課)
名護都市計画下水道の変更に係る公告縦覧について
- 名護市公告第100号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(宮里大南線(1工区)道路改良工事(その7))
- 名護市公告第101号(税務課)
公売公告の掲示及び公売通知書の発送につ

- いて
- 名護市公告第102号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(21世紀の森公園園路照明改修工事(その1))

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

名護市長 渡具知 武豊



名護市条例第25号

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ~別紙

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳幼児支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用する乳幼児をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (6) 乳児等通園支援 法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するも

のとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの

事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支

援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる

区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合については、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら

当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85条）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例(平成26年条例第28号)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 12月 23日

名護市長

渡具知 武豊



名護市条例第 26号

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
～別紙

名護市情報通信・金融特区施設設置条例の一部を改正する条例

名護市情報通信・金融特区施設設置条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名護市経済金融・情報通信特区施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「情報通信・金融」を「経済金融・情報通信」に改める。

第5条第2項中「使用の許可を受けた日から3年を限度に」を「次の各号に掲げる期間を限度に前条の使用料を減額し、又は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 初めて特区施設の使用の許可を受けた日から3年以内 免除
- (2) 初めて特区施設の使用の許可を受けた日から6年以内（前号の期間を除く。） 1平方メートル当たり1月につき500円減額

第7条中「できる。」の次に「この場合において、第3条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」を加える。

第9条中「指定管理者に」を「第7条の規定により指定管理者に」に改め、「この場合において、第3条、第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」を削り、同条第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金等）

第10条 指定管理者に管理を行わせるときの特区施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受されるものとする。

2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表第1に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

別表第1表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

使用料

1 個人、法人又は団体が特区施設を時間単位又は日単位で使用する場合

区分		単位	料金（円）
名護市マルチメディア館	パソコン教室	一室1時間につき	610
	会議室A	一室1時間につき	550
	会議室B	一室1時間につき	370
みらい1号館	会議室1及び会議室2	一室1時間につき	220
みらい4号館	託児室	一室1時間につき	590
みらい5号館	会議室及び研修室	一室1時間につき	640
屋外スペース（特区施設を使用する者を除く。）		1平方メートル当たり 1時間につき	10

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 3 特区施設を使用する者は、使用の許可を受けた際に使用料を納付しなければならない。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。
- 5 みらい5号館の会議室又は研修室を仕切って一部のみを使用する場合は、料金を半額とする。
- 6 この使用料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、特区施設の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合の使用料にも適用する。

区分		単位	料金（円）
名護市マルチメディア館オフィスルーム	特区施設の使用の許可を受けた日から9年を経過する日まで	1平方メートル当たり1月につき	980
	特区施設の使用の許可を受けた日から9年を経過した日以降	1平方メートル当たり1月につき	1,480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム		1平方メートル当たり1月につき	980
みらい2号館オフィスルーム		1平方メートル当たり1月につき	1,500
みらい2号館サーバールーム		1平方メートル当たり1月につき	2,300
みらい4号館託児室		1平方メートル当たり1月につき	980
屋外スペース（駐車するための使用を除く。）		1平方メートル当たり1月につき	800

2 法人又は起業者が特区施設を月単位又は年単位で使用する場合
備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 特区施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、毎月5日までに当月分の使用料を納付しなければならない。ただし、入居の許可を受ける月の使用料は、使用料の月額を30で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額とし、使用の開始日までに納付するものとする。
- 3 使用者が使用する電気、上下水道、電話等の料金及び施設の共益費は、使用料に含まれないものとし、使用者の負担とする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に月単位又は年単位で特区施設の使用の許可を受けた法人又は事業者の使用料については、次のとおりとする。

(1) 令和8年9月30日までの使用料は、なお従前の例による。

(2) 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの使用料は、次の表のとおりとする。

区分	単位	料金(円)
名護市マルチメディア館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	870
みらい2号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	1,300

(3) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの使用料は、次の表のとおりとする。

区分	単位	料金(円)
名護市マルチメディア館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	920
みらい2号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	1,400

3 この条例の施行日前に月単位又は年単位で名護市マルチメディア館オフィスルームの使用の許可を受けた者の使用料の減免については、令和10年3月31日までの間、なお従前の例による。

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 12 月 23 日

名護市長

渡具知

武



名護市条例第 27 号

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき	1,000円	1時間につき	600円
	営利	2,000円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	200円	1時間につき	100円
	営利	400円	
1時間につき	300円	1時間につき	200円
	営利	600円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	

」

を

「

1時間につき	1,300円	1時間につき	840円
	営利	2,600円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	300円	1時間につき	150円
	営利	600円	
1時間につき	420円	1時間につき	280円
	営利	840円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	

」

に、

「

2,500円	1,300円	1,000円
3,000円	1,500円	1,200円
1,700円	900円	700円

」

を
「

3,250円	1,820円	1,400円
3,900円	2,100円	1,680円
2,380円	1,260円	980円

」

に改め、同表備考中「料金の額と」の次に「、」を加える

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

名護市長

渡具知

武豊



名護市条例第28号

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 ー別紙

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
 (名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例(令和4年条例
 第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

1 市内の個人、法人又は団体が屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場
 合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	300円	
交流ホール①		300円	100円
交流ホール②		300円	100円
交流ホール③		300円	100円
調理室		200円	100円
多目的スペース		200円	100円
会議室		300円	100円
交流エントランス		400円	
学習スペース		500円	
児童室		300円	

2 市外の個人、法人又は団体が屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場
 合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	450円	
交流ホール①		450円	100円
交流ホール②		450円	100円
交流ホール③		450円	100円
調理室		300円	100円
多目的スペース		300円	100円
会議室		450円	100円
交流エントランス		600円	
学習スペース		750円	
児童室		450円	

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で屋部地区センターを時間単位又は日単位で
 使用する場

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	600円	
交流ホール①		600円	100円
交流ホール②		600円	100円
交流ホール③		600円	100円
調理室		400円	100円

多目的スペース		400円	100円
会議室		600円	100円
交流エントランス		800円	
学習スペース		1,000円	
児童室		600円	

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	900円	
交流ホール①		900円	100円
交流ホール②		900円	100円
交流ホール③		900円	100円
調理室		600円	100円
多目的スペース		600円	100円
会議室		900円	100円
交流エントランス		1,200円	
学習スペース		1,500円	
児童室		900円	

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 学習スペース及び児童室を規則で定める目的で使用する場合は、無料とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。

（名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名護市字瀬嵩7番地の1

」

を

「

名護市字瀬嵩7番地1

」

に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 市内の個人、法人又は団体が改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	740円	2,700円
会議室		200円	200円
小会議室		100円	200円
農事研究室		100円	200円
土壌分析室		100円	100円

2 市外の個人、法人又は団体が改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	1,110円	2,700円
会議室		300円	200円
小会議室		150円	200円
農事研究室		150円	200円
土壌分析室		150円	100円

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	1,480円	2,700円
会議室		400円	200円
小会議室		200円	200円
農事研究室		200円	200円
土壌分析室		200円	100円

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	2,220円	2,700円
会議室		600円	200円
小会議室		300円	200円
農事研究室		300円	200円
土壌分析室		300円	100円

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用

料を徴収する。

(名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 市内の個人、法人又は団体が地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	300円	100円
多目的ホール②		500円	200円
ステージ		400円	100円
会議室		200円	100円
生涯学習室兼図書室		1,000円	100円
研修室		300円	100円
調理実習室		400円	

2 市外の個人、法人又は団体が地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	450円	100円
多目的ホール②		750円	200円
ステージ		600円	100円
会議室		300円	100円
生涯学習室兼図書室		1,500円	100円
研修室		450円	100円
調理実習室		600円	

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	600円	100円
多目的ホール②		1,000円	200円
ステージ		800円	100円
会議室		400円	100円
生涯学習室兼図書室		2,000円	100円
研修室		600円	100円
調理実習室		800円	

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	900円	100円
多目的ホール②		1,500円	200円
ステージ		1,200円	100円
会議室		600円	100円
生涯学習室兼図書室		3,000円	100円
研修室		900円	100円
調理実習室		1,200円	

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 生涯学習室兼図書室を非営利目的で使用するときは、無料とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。

（名護市行政財産使用料条例の一部改正）

第4条 名護市行政財産使用料条例（昭和55年条例第1号）を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 屋我地支所

(1) 市内の個人、法人又は団体が屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	300円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		700円	
ステージ		300円	
調理室		200円	

(2) 市外の個人、法人又は団体が屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	450円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		1,050円	
ステージ		450円	
調理室		300円	

(3) 市内の個人、法人又は団体が営利目的で屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	600円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		1,400円	
ステージ		600円	
調理室		400円	

(4) 市外の個人、法人又は団体が営利目的で屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	900円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		2,100円	
ステージ		900円	
調理室		600円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 12月 23日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 29号

名護市税条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市税条例の一部を改正する条例

名護市税条例（昭和47年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第83条第2項中「4月11日」を「5月1日」に、「30日」を「31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第83条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の納期について適用し、令和7年度までの軽自動車税の種別割の納期については、なお従前の例による。

名護市林野条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

名護市長 渡具知 武豊



名護市条例第20号

名護市林野条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市林野条例の一部を改正する条例

名護市林野条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「計る」を「図る」に改める。

第2条の見出し中「意義」を「定義」に改め、同条第3号中「行なう」を「行う」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 管理区 当該林野が従来慣習により位置する地縁による団体である区をいう。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「もの。」を「もの」に改める。

第8条中「したがい」を「従い」に改める。

第9条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1号中「、下草」を「及び下草」に改める。

第16条第2号中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第18条中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第20条第2項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第3項中「協議のうえ」を「協議の上」に改め、同条第4項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「責」を「責め」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第25条第1項中「さける」を「避ける」に、「願出て」を「願い出て」に改め、同条第2項中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

第26条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第29条第1項中「はかる」を「図る」に改める。

「第5章 林産物の払下」を「第5章 林産物の払下げ」に改める。

第31条の見出しを「払下げ」に改め、同条第1項中「払下げる」を「払い下げる」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「において、」を加え、「管理区以外の区民」を「管理区以外のもの」に改める。

第32条第1項中「あたり」を「当たり」に、「行ない」を「行い」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「期限を」を「について」に改め、同条第4項中「明りようならしめるため、見易い場所に」を「明らかにするため、見やすい場所に」に、「建てなければならない」を「立てなければならない」に改める。

第33条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第35条第1項中「払下げ代金」を「払下代金」に改め、同条第2項中「一時納入」を「一括納入」に改める。

第36条中「払下げ物件」を「払下物件」に改める。

第41条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第42条第1項第1号中「2町歩」を「20,000平方メートル」に改め、同項第2号中「5町歩」を「50,000平方メートル」に改め、同条第3項を削る。

第44条中「貸付」を「貸付け」に改め、「者は」の次に「、市長の承諾を得なければ」を加える。

第45条中「一に」を「いずれかに」に、「責」を「責め」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第1号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第2号中「越えて」を「超えて」に改める。

第46条中「、その他」を「その他」に改める。

第47条第1項中「貸付」を「貸付け」に改め、「(収益分収の割合)」を削る。

第48条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条中「保護取り締まり」を「林野の保護及び不法な伐採等の監視」に改める。

第51条中「又は」を削り、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第53条中「森林法」の次に「(昭和26年法律第249号)」を加える。

第54条第1項中「植載」を「植栽」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の名護市林野条例の規定により締結された契約及び与えた許可並びに諸手続中のものは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

名護市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第31号

名護市火災予防条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市火災予防条例の一部を改正する条例

名護市火災予防条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

」

を

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」

に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災という。」）

の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

名護市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 6 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 1 号

名護市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則 ~別紙

名護市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項に規定する乳児等通園支援事業の認可に関し、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、名護市乳児等通園支援事業の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者であって乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に市長と協議した上で、名護市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(意見聴取)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ名護市子ども・子育て会議（名護市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第21号）第1条に規定する子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴かなければならない。

(事業の認可)

第5条 市長は第3条の規定によりなされた申請について、法第34条の15第5項の規定により認可するときは、当該申請を行った者に対し名護市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、第3条の規定によりなされた申請について、認可しないときは、法第34条の15第6項の規定により理由を付して、当該申請を行った者に対し名護市乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）により通知する。

(認可事項の変更)

第6条 法第34条の15第5項に基づき認可を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、省令第36条の36第3項又は第4項により認可事項の変更をしようとするときは、名護市乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式第4号）により、あらかじめ市長に

届け出なければならない。

(廃止又は休止)

第7条 事業実施者は、法第34条の15第7項の規定により、家庭的保育事業等の運営を廃止又は休止（以下「廃止等」という。）の承認を受けようとするときは、原則として乳児等通園支援事業の運営を廃止等しようとする日の6月以上前までに市長と事前協議を行わなければならない。

2 事業実施者は、前項に定める事前協議を行った後に、家庭的保育事業等の運営を廃止等しようとするときは、廃止しようとする日の3月前までに名護市乳児等通園支援事業（廃止・休止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定によりなされた申請を承認するときは、事業実施者に対し名護市乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書（様式第6号）により通知する。

4 市長は、第2項の規定によりなされた申請を承認しないときは、事業実施者に対し名護市乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書（様式第7号）により通知する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 9 日

名護市長 渡具知 武 

名護市規則第 2 号

名護市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名護市個人番号の利用に関する条例施行規則（令和7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 名護市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 名護市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請又は更新に係る事実についての審査に関する事務	住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 名護市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則（平成3年規則第6号）第5条第1項の規定による受給資格の認定の更新に係る事実についての審査に関する事務	地方税関係情報	道府県民税情報
		医療保険給付関係情報	医療保険給付支給情報
	(3) 名護市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例第8条第1項の規定による助成金の申請に係る事実についての審査に関する事務	生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
(5) 名護市重度心身障害者（児）医療費助成に関するオンライン資格確認に係る事務			

別表7の項及び8の項を次のように改める。

7 名護市子ども医療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 名護市子ども医療費助成事業実施要綱第5条の規定による受給資格認定申請に係る事実についての審査に関する事務	住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
		地方税関係情報	市町村民税情報
	(2) 名護市子ども医療費助成事業実施要綱第12条の規定による医療費支給認定の変更の認定に関する事務	医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険被保険者資格情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		重度心身障害者等医療費助成関係情報	重度心身障害者等医療費助成情報

		名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成6年条例第13号）による医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報	母子及び父子家庭等医療費助成情報
	(3) 名護市こども医療費助成に関するオンライン資格確認に係る事務		
8 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成6年条例第13号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の規定に係る事実についての審査に関する事務	住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例第9条第1項の規定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	地方税関係情報	道府県民税情報
	(3) 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則（平成6年規則第17号）第14条第1項の規定に係る事実についての審査に関する事務	医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
	(4) 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則第16条第2項の規定に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者等医療費助成関係情報	重度心身障害者等医療費助成情報
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当情報
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付に関する情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

		名護市こども医療費助成事業による医療費の支給に関する情報	こども医療費助成情報
	(5) 名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関するオンライン資格確認に係る事務		

附 則

この規則は、令和8年1月13日から施行する。

消防長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 39 号

消防長事務委任規則の一部を改正する規則 ～別紙

消防長事務委任規則の一部を改正する規則（案）

消防長事務委任規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24項から第27項までを2項ずつ繰り下げ、第23項の次に次の2項を加える。

24 法第22条第3項に規定する火災警報の発令に関する事。

25 法第23条に規定するたき火又は喫煙の制限に関する事。

第29項の次に次の3項を加える。

30 名護市火災予防条例（平成3年条例第14号。以下「条例」という。）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報の発令に関する事。

31 条例第29条の8第3項に規定する火の使用の制限の努力義務の対象となる区域の指定に関する事。

32 条例第29条の9に規定する火の使用の制限の対象となる区域の指定に関する事。

名護市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 40 号

名護市公有財産規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市公有財産規則の一部を改正する規則

名護市公有財産規則（昭和56年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「本市の」を削り、「地域森林計画」の次に「（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する計画をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市訓令第1号

名護市公印に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月9日

名護市長 渡具知 武豊



名護市公印に関する規程の一部を改正する規程 ～別紙

名護市公印に関する規程の一部を改正する規程

名護市公印に関する規程（1970年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

4	方24ミリメートル	れい書	一般文書用
---	-----------	-----	-------

」

を

「

4	方24ミリメートル	れい書	一般文書（協議のうち契約関係を除き、法規、公示及び令達文書を含む。）用
---	-----------	-----	-------------------------------------

」

に、

「

16	方21ミリメートル	れい書	福祉部においてする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	---------------------

」

を

「

16	方21ミリメートル	れい書	福祉部において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	---

」

に、

「

20	方21ミリメートル	れい書	羽地支所においてする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	----------------------

」

を

「

20	方21ミリメートル	れい書	羽地支所において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	--

に、
「

24	方21ミリメートル	れい書	久志支所においてする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	----------------------

を
「

24	方21ミリメートル	れい書	久志支所において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	--

に、
「

28	方21ミリメートル	れい書	屋部支所においてする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	----------------------

を
「

28	方21ミリメートル	れい書	屋部支所において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	--

に、
「

32	方21ミリメートル	れい書	屋我地支所においてする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	-----------------------

を
「

32	方21ミリメートル	れい書	屋我地支所において市長名をもってする諸証明及び一般文書
----	-----------	-----	-----------------------------

			(協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。)用
--	--	--	----------------------------------

」

に、
「

39	方24ミリメートル	れい書	市民会館において用いる一般文書用	中央公民館長	中央公民館
----	-----------	-----	------------------	--------	-------

」

を
「

39	方24ミリメートル	れい書	市民会館において市長名をもってする諸証明及び一般文書 (協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。)用	文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課
----	-----------	-----	--	------------	-----------

」

に、
「

40	方21ミリメートル	れい書	環境対策課において市長名をもってする一般文書用
----	-----------	-----	-------------------------

」

を
「

40	方21ミリメートル	れい書	環境対策課において市長名をもってする諸証明及び一般文書 (協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。)用
----	-----------	-----	---

」

に、
「

41	方21ミリメートル	れい書	こども家庭部において市長名をもってする一般文書
----	-----------	-----	-------------------------

」

を
「

41	方21ミリメートル	れい書	こども家庭部において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	--

に、
「

43	方21ミリメートル	れい書	建設部において市長名をもってする諸証明及び一般文書用
----	-----------	-----	----------------------------

を
「

43	方21ミリメートル	れい書	建設部において市長名をもってする諸証明及び一般文書（協議のうち契約関係を除き、令達文書のうち達及び指令を含む。）用
----	-----------	-----	---

に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

名護市告示第 / 号

公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（介護長寿課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年1月6日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	年度	期別	納付義務者
00041282100	納入納付書	介護保険料	令和7年度	第6期～第8期	宜寿次 政信
00199414000	納入納付書	介護保険料	令和7年度	第6期～第8期	柳瀬 康雄
00010439600	納入納付書	介護保険料	令和7年度	第6期～第8期	上間 太助

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第 2 号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和8年1月8日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年1月8日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	新里 瑠伽	平成13年11月12日	字宇茂佐1703番地1 キャッスル協和Ⅲ105号室

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年1月8日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税目	納税義務者
1150251	配当計算書（謄本）	国民健康保険税	K I M S E O N G B I N

様式第2号（第3条関係）

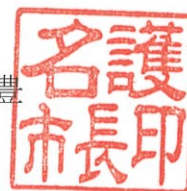
名護市告示第 4 号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条第3項の規定により、告示する。

令和8年1月9日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護市農村公園【19箇所】
- 2 指定管理者となる団体の名称等
別紙参照
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

指 定 管 理 者 調 書

	名称	管理区
羽地支所管内	源河農村公園	名護市字源河1305番地 源河区
	稲嶺農村公園	名護市字稲嶺987番地 稲嶺区
	ういなび農村公園	名護市字真喜屋73番地 真喜屋区
	阿波茶部農村公園	
	阿社儀農村公園	
	仲尾次農村公園	名護市字仲尾次406番地 仲尾次区
	川上農村公園	名護市字川上3番地 川上区
	親川農村公園	名護市字親川67番地1 親川区
	振慶名農村公園	名護市字振慶名60番地1 振慶名区
久志支所管内	豊原農村公園	名護市字豊原221番地24 豊原区
	辺野古農村公園	名護市字辺野古913番地10 辺野古区
	瀬嵩農村公園	名護市字瀬嵩16番地 瀬嵩区
	汀間農村公園	名護市字汀間29番地 汀間区
	嘉陽農村公園	名護市字嘉陽63番地 嘉陽区
	底仁屋農村公園	名護市字天仁屋696番地1 底仁屋区
屋部支所管内	勝山農村公園	名護市字勝山467番地 勝山区
屋我地支所管内	我部農村公園	名護市字我部27番地 我部区
	運天原農村公園	名護市字運天原199番地 運天原区
	済井出農村公園	名護市字済井出 850 番地 済井出区



名護市告示第5号

公 示 送 達 書

令和8年1月9日

名護市長 渡具知 武豊



発送年月日	納税通知書 番 号	書類の種類	年度	期 別	納 期 限	税 額 等			納 税 義 務 者	
						税 目	税 額 [円]	延 滞 金	住 所	氏 名
令和7年12月10日	27171	督促状	2	1	令和2年6月1日	固定資産税	—	条例による算出	千葉県木更津市曾根	島袋 弘

※地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第184号

名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月12日

名護市長 渡具知 武豊



名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱

名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成30年告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱 （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、市民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものであり、その設置及び運用に関しては、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>及びこの要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>第2条～第9条 略 （個人情報画像の保存等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、<u>法第69条</u>に基づき、個人情報画像を目的外利用又は外部提供する場合を除き、複写してはならないものとする。</p> <p>3～6 略 （個人情報画像の外部への提供等）</p> <p>第11条 市長は、<u>法第69条</u>に基づく場合を除き、個人情報画像を外部に提供してはならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条 略</p>	<p>名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱 （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、市民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものであり、その設置及び運用に関しては、<u>名護市個人情報保護条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）</u>及びこの要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>第2条～第9条 略 （個人情報画像の保存等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、<u>条例第8条</u>に基づき、個人情報画像を目的外利用又は外部提供する場合を除き、複写してはならないものとする。</p> <p>3～6 略 （個人情報画像の外部への提供等）</p> <p>第11条 市長は、<u>条例第8条</u>に基づく場合を除き、個人情報画像を外部に提供してはならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条 略</p>

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

名護市長 殿

名護市防犯カメラ画像提供・閲覧申請書

(依頼者)
住 所
機関名
代表者氏名
電話番号

名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり画像の提供・閲覧を申請します。

記

依頼目的	<input type="checkbox"/> 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 交通事故の原因究明に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> その他 ()		
犯罪事実等 発生日時	年 月 日 時 分頃		
対象画像	NO	画像を撮影した防犯カメラ (防犯カメラ番号又は撮影場所)	対象日時
	1		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	2		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	3		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	4		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	5		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
提供方法	<input type="checkbox"/> USB <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用する 期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 随時		

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

名護市長 殿

名護市防犯カメラ画像提供・閲覧申請書

(依頼者)
住 所
機関名
代表者氏名
電話番号

名護市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり画像の提供・閲覧を申請します。

記

依頼目的	<input type="checkbox"/> 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 交通事故の原因究明に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> その他 ()		
犯罪事実等 発生日時	年 月 日 時 分頃		
対象画像	NO	画像を撮影した防犯カメラ (防犯カメラ番号又は撮影場所)	対象日時
	1		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	2		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	3		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	4		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
	5		自 年 月 日 時 分頃 至 年 月 日 時 分頃
提供方法	<input type="checkbox"/> USB <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用する 期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 随時		

遵守事項	(1) 依頼目的以外の目的で画像を利用しないこと。 (2) 個人情報画像の漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止のための措置を講ずること。 (3) 市長の承認を得ずに複写（複製）を行わないこと。 (4) 個人情報画像を用いた公開捜査を行う場合には、事前に市長に報告すること。 (5) 事故等があった場合には、速やかに市長に報告すること。 (6) 依頼目的以外の目的での第三者への個人情報画像の提供を行わないこと。また、提供先に対しても、依頼目的以外の目的での利用及び第三者への個人情報画像の提供を行わせないこと。 (7) 個人情報画像の取扱いに関し、第三者に損害を与えた場合には、依頼者の責任と負担において適切に対応すること。 (8) 目的を達成した場合又は個人情報画像が不要となった場合は、遅滞なく個人情報画像に係る資料及びデータを廃棄又は削除し、市長に文書にて報告すること。				
添付書類	<input type="checkbox"/> 捜査関係事項照会書（ 年 月 日付け 第 号） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
画像取扱責任者	所属		職名		氏名
特記事項					

遵守事項	(1) 依頼目的以外の目的で画像を利用しないこと。 (2) 個人情報画像の漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止のための措置を講ずること。 (3) 市長の承認を得ずに複写（複製）を行わないこと。 (4) 個人情報画像を用いた公開捜査を行う場合には、事前に市長に報告すること。 (5) 事故等があった場合には、速やかに市長に報告すること。 (6) 依頼目的以外の目的での第三者への個人情報画像の提供を行わないこと。また、提供先に対しても、依頼目的以外の目的での利用及び第三者への個人情報画像の提供を行わせないこと。 (7) 個人情報画像の取扱いに関し、第三者に損害を与えた場合には、依頼者の責任と負担において適切に対応すること。 (8) 目的を達成した場合又は個人情報画像が不要となった場合は、遅滞なく個人情報画像に係る資料及びデータを廃棄又は削除し、市長に文書にて報告すること。				
添付書類	<input type="checkbox"/> 捜査関係事項照会書（ 年 月 日付け 第 号） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
画像取扱責任者	所属		職名		氏名
特記事項					

※この欄には何も記入しないでください。

決裁	課長	係長	係員	公印 確認印	備考

名護市告示第185号

名護市都市計画審議会（専門委員会）設置及び運営の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月15日

名護市長 渡具知 武豊



名護市都市計画審議会（専門委員会）設置及び運営要綱の一部を改正する要綱 ～
別紙

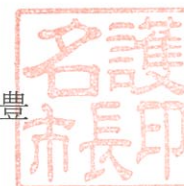
公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第 20 条の 2 の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年12月16日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 目	納 税 義 務 者
1150251	差押調書（謄本）	国民健康保険税	K I M S E O N G B I N

名護市告示第187号

名護市低所得妊婦産科受診料支援実施要項の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月16日

名護市長 渡具知 武豊



名護市低所得妊婦産科受診料支援実施要項の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市低所得妊婦産科受診料支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市低所得妊婦産科受診料支援事業実施要綱（令和6年告示第57号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>名護市低所得妊婦産科受診料支援事業実施要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（申請の方法）</p> <p>第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市産科受診料助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>（1）医療機関の領収書及び診療明細書等診療内容が分かる書類</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、産科受診のあった日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過する日までとする。</p> <p>第6条～第10条 略</p>	<p>名護市低所得妊婦産科受診料支援事業実施要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（申請の方法）</p> <p>第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市産科受診料助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>（1）医療機関の領収書</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、産科受診のあった日の翌日から起算して<u>3か月</u>を経過する日までとする。</p> <p>第6条～第10条 略</p>

様式第 1 号 (第 5 条関係)

借主欄(等) (前向き関係)

借主欄(等)

全通労働科登録住所申請書

年 月 日

本の上記欄目、関係欄目を記入し、全通労働科登録住所申請書に併用します。

住所欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

様式第 1 号 (第 5 条関係)

借主欄(等) (前向き関係)

借主欄(等)

全通労働科登録住所申請書

年 月 日

本の上記欄目、関係欄目を記入し、全通労働科登録住所申請書に併用します。

住所欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

借主欄

様式第2号(第6条関係) 略

様式第3号(第6条関係) 略

様式第2号(第6条関係) 略

様式第3号(第6条関係) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第188号

名護市1か月児健康診査に係る費用助成金事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月17日

名護市長 渡具知 武豊



名護市1か月児健康診査に係る費用助成金事業実施要綱 ～別紙

名護市1か月児健康診査に係る費用助成金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止し、乳児の健康保持及び増進を図るために実施する。1か月児健康診査(以下「1か月児健診」という。)に係る費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者(以下「対象者」という。)は、1か月児健診を受けた乳児の保護者で、かつ、当該検査を実施した日において、本市に住所を有する者とする。

(実施医療機関)

第3条 1か月児健診を実施する医療機関は、医療機関及び助産所(以下「医療機関等」という。)とする。

(助成の対象となる健診の内容)

第4条 助成の対象となる1か月児健診の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 問診(乳児の機嫌、授乳量、授乳間隔、睡眠量等)
- (2) 身体測定(身長、体重及び頭囲)
- (3) 診察(視診、触診、聴診等による全身チェック、臍の異常、運動発達、原始反射のチェック等)
- (4) ビタミンK2シロップの投与の有無
- (5) 生後間もない時期に受けたスクリーニング検査の結果説明

第5条 対象者は、1か月児健診を受診しようとする医療機関に母子手帳を提出の上、受診するものとする。

2 医療機関は、母子手帳等に検査結果を記入し、検査終了後は、本人がこれを保管する。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1か月児健診に要した費用とし、乳児1人につき5,000円を上限とする。

2 対象者は、前条1項の規定により、母子手帳を提出して1か月児健診を受けたときは、検査費用の額から前項に規定する額を減じて得た額を委託医療機関等に支払わなければならない。

(償還払い)

第7条 委託医療機関以外の医療機関等で1か月児健診を受診した対象者(以下「申請者」という。)は、1か月児健康診査助成金償還払申請書(様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に請求するものとする。

- (1) 健診結果がわかるもの(母子手帳の写し等医師が受診結果を記載したものに限る。)
- (2) 当該医療機関等が発行した領収書、その他検査費用の支払額が確認できる書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその者に対し助成金を交付するものとする。

3 第1項の申請書の提出は、1か月児健診を実施した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたと認められるときは、その者に対し、助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(事後措置)

第9条 市長は、1か月児健診の結果に基づき、必要に応じ対象者及び家族に対して、保健指導を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式（第7条関係）

1 か月児健康診査助成金償還払申請書

次のとおり1か月児健康診査助成金償還払申請書を申請します。

なお、助成金の交付の決定に必要な場合は医療機関に対して検査内容の照会をすることに同意します。

名護市長 殿

申請日 年 月 日

検査受診者	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	申請者との続柄	
申請者 及び 保護者	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	

検査年月日	検査実施 医療機関名	支払った額 (A)	助成限度額 (B)	申請額(円) AとBのうち少ない額
			5,000円	

振 込 先	金融機関名	
	支店名	本店 ・ 支店
	預金種別	普通 ・ 当座 口座番号：
	ふりがな 口座名義	

【添付書類】

- ① 母子健康手帳（母子手帳）（医師が結果を記載したものに限る。）
- ② 医療機関が発行した領収書又は検査費用の支払い額が確認できる書類
- ③ 母子健康手帳（母子手帳）の1か月健康診査の結果記載欄の写し

名護市告示第 189 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年12月4日招集の第221回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第5号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 190 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年12月23日招集の第221回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第6号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 191 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年12月4日招集の第221回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 192 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年12月4日招集の第221回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 193 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年12月4日招集の第221回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市介護保険特別会計補正予算(第3号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第194号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)第5条第3項の規定により、告示する。

令和7年12月25日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護自然動植物公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名護市字名護4607番地41
名護自然動植物公園株式会社
代表取締役 宮里 好一
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

名護市告示第195号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)第5条第3項の規定により、告示する。

令和7年12月25日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護市轟の滝広場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名護市字数久田954番地1
数久田区
区長 宮城 弘志
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

様式第2号(第3条関係)

名護市告示第196号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)第5条第3項の規定により、告示する。

令和7年12月25日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護市情報通信・金融特区施設
- 2 指定管理者となる団体の名称等
一般社団法人 名護経済特区スマートシティ推進機構
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

様式第2号(第3条関係)

名護市告示第197号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)第5条第3項の規定により、告示する。

令和7年12月25日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護市サンセットオフィス交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称等
ザ・テラスホテルズ株式会社
- 3 指定の期間
令和8年1月1日から令和12年3月31日まで

様式第2号（第3条関係）

名護市告示第198号

指定管理者指定告示

指定管理者を次のように指定したので、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条第3項の規定により、告示する。

令和7年12月26日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
名護市食肉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
沖縄県北部食肉協業組合
- 3 指定の期間
令和8年4月1日～令和13年3月31日

名護市告示第199号

平成6年3月28日付け名護市告示第24号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市古我知区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
区域

2 その内容

「本区の区域は、名護市字古我知67の1番地から517番地及び字我部祖河223、224、229の5、230、232、233、236、740、741、742、749、916番地とする。」とあるのを

「本区の区域は、名護市字古我知52番地から517番地及び字我部祖河119-3、223、224、225-1、229-2、229-5、230、232、233、236、740、741、742、749、749-2、751-1、829、916番地とする。」に変更する。

名護市公告 第 1 号

名護市学校給センター調理等業務委託に係るプロポーザルの実施について

令和8年1月6日

名護市長 渡具知 武豊



(1) 業務名 名護市学校給センター調理等業務委託

募集要領等は、ホームページ及び教育委員会総務課に備え付けています。

1	業務名	名護市学校給センター調理等業務委託
2	業務内容	調理等業務委託
3	履行場所	名護市名護第一学校給食センター（仮称） 最大調理能力 4000 食／日
4	委託期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
5	契約上限額	787,100,000 円（5か年分合計 <u>消費税及び地方消費税を除く</u> ）
6	参加表明書提出期限	令和8年1月20日（火）午後5時必着
7	質問書の提出期限	令和8年1月21日（水）正午必着
8	質問の回答	令和8年1月23日（金）
9	応募資格審査申請書の受付締切	令和8年1月27日（火）正午必着
10	企画提案書の提出期限	令和8年2月6日（金）午後5時必着
11	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年2月下旬
12	結果の通知	令和8年3月上旬
13	担当課	名護市教育委員会 総務課

名護市公告第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十九条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係住民及び利害関係人は、同法第十七条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに名護市長に意見書を提出することができる。

令和八年一月七日

名護市長

渡具知

武豊



一 都市計画の種類／

名護都市計画下水道 名護市特定環境保全公共下水道

二 都市計画を定める土地の区域／

名護都市計画区域のうち別図に定める区域とする。
(別図は省略し、三の縦覧場所において縦覧に供する。)

三 都市計画の案の縦覧場所／

名護市 建設部 都市計画課、環境水道部 工務課

四 縦覧期間／

自 令和八年一月八日
至 令和八年一月二十二日
午前八時三十分から午後五時十五分まで(土曜日・日曜日・祝日は除く。)

五 問合せ先／

名護市 環境水道部 工務課 計画係
電話 ○九八〇(五二)二五八三

名護市公告第 100 号

令和 7 年 12 月 11 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	宮里大南線（1工区）道路改良工事（その7）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 大南・宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和7年12月25日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	5,489,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年12月18日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年12月22日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年12月22日（月）
15	指名通知日	令和7年12月22日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級又はB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年12月25日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格取得者(1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士又は技術士)」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事C級業者に対し令和7年11月20日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事C級全業者及び土木一式工事B級全業者を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事B級の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年12月18日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年12月22日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

名護市公告第101号
令和7年12月17日

名護市長 渡具知 武豊



国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

公売財産の種類	動産			
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙1のとおり			
公 売 方 法	インターネット公売による入札（せり売り）			
公 売 日 時	入 札	令和 8 年 2 月 2 日 午 後 1 時 00 分 から		
		令和 8 年 2 月 4 日 午 後 11 時 00 分 まで		
公 売 日 時	開 札 (最高価格 申込者決定)	令和 8 年 2 月 5 日 午 前 10 時 00 分		
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
開 札 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
売 却 決 定	日時	令和 8 年 2 月 5 日 午 前 10 時 00 分	場所	名護市役所 税務課
代金納付期限	令和 8 年 2 月 12 日 午 後 2 時 30 分			
買受人についての 資格その他の要件	以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができない。 1 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方 2 名護市が定めるインターネット公売ガイドライン等の内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の要件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。 6 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。 7 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。			
そ の 他	別紙2のとおり			
<u>配当を受ける者の権利の申出について</u>				
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする前日までに債権現在額申立書により、その内容を名護市税務課に申し出ること。なお、債権現在額申立書の用紙は名護市税務課にて配布する。				

公売公告別紙 1 (公売財産及び公売保証金)

売却区分番号	公売財産の名称 数量、性質及び所在等	公売財産上の賃借権等の 権利の内容	公売保証金	見積価額
名護市動公7-6-1	特定小型原動機付自転車 (電動キックボード) 型式：JE-L48V500	なし	5,260円	52,600円

公売公告兼見積価額公告 別紙2

- 1 公売財産の入札に係る買受の申込みをしようとする方（以下、「入札者」という。）は、公売参加申込期間に次の手続きを行う必要があります。
 - (1)インターネット公売システム上の公売参加申し込み手続き
 - (2)前項の参加条件を満たすことを確認するため、書面による陳述書等の関係書類の提出
- 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければすることができません。
- 3 公売保証金は、銀行振込等で納付してください。
- 4 一度提出した入札書は引換、変更又は取消しをすることができません。
- 5 公売財産について、権利移転及び危険負担移転の時期は買受代金完納の時とします。
ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。
なお、買受代金納付後（農地等については、許可または届出の受理があったとき）に生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。また、公売財産が動産、自動車などである場合、市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。
- 6 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。
- 7 公売財産の権利の移転につき登録を要するものについては、買受人は、買受代金納付の際に登録免許税額に相当する印紙若しくは納付の領収証書（登録免許税法第23条）を提出してください。
- 8 買受人が買受代金を納付する時までに滞納税金完納の事実が証明されたとき又は買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
- 9 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることはできません。
- 10 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。
- 11 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、市は、担保責任を負いません。
- 12 その他の事項については、名護市インターネット公売ガイドラインによります。

令和 7 年 12 月 19 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園園路照明改修工事（その1）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	園路照明改修工事一式
6	入札日時	令和8年1月14日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	13,838,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年12月26日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年1月7日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年1月8日（木）
15	指名通知日	令和8年1月6日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和8年1月14日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級電気工事施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年12月26日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年1月6日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。